

校地外のビラ配布・署名活動に対する道教委の不当な介入に抗議する

4月26日朝、苫小牧市の道立高校で、高教組組合員が校地外において、戦争法の廃止を求める2000万統一署名への協力要請のビラを、年休処理を行って生徒に配布した。午後、道教委からの指示によって、校長が各担任に「ビラ回収」を指示し、帰りのホームルームで回収され、署名活動も中止することになった。翌日、保護者宛てに校長名で「文書の配布は校長が許可を与えたものではない」「配慮に欠けた対応」「校長として不適切な行為と判断し文書を回収」「誤解を生む行為があったことを深く謝罪」「二度とこのようなことが起きないように、本校教職員を指導」などと記された文書が配布されたが、この一連の道教委等による対応には、以下に述べる重大な問題が含まれている。

第1に、署名活動は、市民に保障されている政治活動であり（憲法21条）、年次有給休暇を取得し、配布場所もあえて学校の敷地外となるよう配慮したことも合わせ見たとき、一連の対応は組合員らの言論・表現の自由、組合活動の自由を侵す許しがたい行為である。道高教組分会が行ったとりくみは正当な組合活動であり、「不適切な行為」と断じて対処することは組合活動への介入であり、団結権（憲法28条）を侵す行為と言わざるを得ない。

第2に、学校が指示して生徒からビラを回収したが、それは財産権（憲法29条）を侵す行為であるとともに、「知る権利」「思想・良心の自由」「表現の自由」を侵すものである。

第3に、保護者宛ての文書には「配慮に欠けた対応」「不適切な行為」「深く謝罪」などと記され、今回の行為があたかも法律や規則に抵触しているとの印象を、教職員、生徒、保護者に与えている。これらは、教職員、生徒、保護者相互の信頼関係・協調関係をいたずらに緊張させるものであり、学校運営や授業に否定的影響を与えることは計り知れない。

第4に、今回行った戦争法の廃止を求める2000万統一署名は、衆参両院に提出予定の請願署名である。請願権は基本的人権であり、高校生であろうが大人であろうが請願する行為を何人も妨げることはできない（憲法16条）。署名を求める行為、その趣旨に賛同し意思表示をする行為も同様であり（憲法21条）、国民すべてに認められた政治参加のための重要な権利に圧力を加えることは許されない。

第5に、道教委は5月10日の道議会文教委員会答弁で「職員団体の活動であっても、個々の教職員は、特定の政治的立場に立っての行いは慎むべきである」との答弁を行っている。国家公務員の「政治的行為の制限」を定めた国家公務員法102条、人事院規則14-7には、「制限」される政治的行為の「目的」「行為」が列挙されているが、これらの定めは政権交代などにより公務員がその地位を脅かされることなく安定した地位を保障され、「保護」されるためのものであり、「この規則が学問の自由及び思想の自由を尊重するように解釈され運用されなければならない」とされている。また、「人事院規則14-7運用方針」においても、「特定の法案又は予算案を支持し又はこれに反対するような場合も、日本国憲法に定められた民主主義政治の根本原則を変更しようとするものでない限り、本号には該当しない」と規定されている。まして、今回の署名活動は、その憲法適合性が厳しく問われている戦争法の廃止を求めるものなのである。

第6に、同じく道教委は委員会答弁において、「教職員の政治的活動は校舎の内外を問わず慎むべきだ」との見解を示し、その根拠を2015年10月29日に文科省が発出した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」の「学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう」の一文に求めているが、当該通知は「選挙運動及び国民投票運動」における禁止事項であり、

今回のようなビラ配布や署名活動については全く該当しない。また、「教員の地位利用」とは、「協力しなければ成績を下げる」とか、「協力したらレギュラーにしてやる」など、目に見える形で生徒に不利益を与えたり、逆に利益を与えることを禁止するものであり、ビラを配布したり、署名活動への協力をお願いすることは、「地位利用」にはあたらない。今回の署名も趣旨を十分説明した上で呼びかけており全く問題ない。それどころか、署名の訴えに応じた生徒の確認を求めることは、生徒の思想・良心、言論・表現の自由を侵すものであり、まさに許しがたい行為である。

そもそも、「子どもの権利条約」（1989年）や18歳選挙権を定めた昨年の公職選挙法改正、総務省・文科省の18歳選挙権にかかわる副教材などによるまでもなく、この国の未来を担う高校生が広い政治的教養を身につけ、実際の政治に関する情報に触れ、政治への制度的参加というべき選挙だけでなく、「非制度的政治参加」とよばれる集会やデモ、署名運動などに参加する機会、経験を得ることは主権者としての基本的人権に属することであり、まさに民主主義社会の担い手の最も重要な権利といえる。

さまざまな政治的立場から発せられる情報を吟味し、友人や家族との会話や議論を通じて自己の見解を形成し、ときに応じてそれを意見表明することは、まさに主権者としての権利であって、学校にはその成長を育み支援することが求められているのであり、それを妨げることなどあってはならない。

高校生に向け、この国の政治の根幹にかかわる国民的な課題について問いかける労働組合の活動を妨げる今回のような道教委や学校の対処が許されるなら、生徒にとって政治は「関与することそれ自身が好ましくないもの」「関与すべきでないもの」となる。果たしてこれが、時代が求める「主権者」教育と両立するのかを厳しく問わなければならない。憲法が保障する労働組合活動の妨害と言わざるを得ない。

この間、道内の公立高校での弁護士による「出前授業」や宮城県の県立高校での生徒による安保法制（戦争法案）に関するアンケートが、政治的「偏向」とされ、外部から介入を受けるという事態が起こっている。また、道高教組が作成した「アベ政治を許さない」と記されたクリアファイルを組合員に配布したことが「政治的行為」の禁止規定に“違反する可能性がある”として、道教委が調査を行うという組合活動、政治活動に対する不当きわまりない介入がおこっている。教育公務員の政治活動への規制は「政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるもの（平成24年12月7日堀越事件最高裁判決）」に厳しく限定されており、学校における政治教育の意義、生徒の政治活動の自由、教育の「政治的中立性」に対する無理解が、一連の問題の根底にある。

わたしたち道高教組は、18歳選挙権の実現を目前に、子どもたち、教育公務員の政治活動の自由、学問の自由が担保され、そのもとに闊達な議論が交わされ、主体的に学ぶことができる環境を整えることこそが、主権者を育む前提となると考える。今回の件を通じて、学校や教育公務員に政権の意向を「忖度」させ、活動を萎縮させようとする行為は断じてあってはならず、今回出された保護者宛文書は撤回されるべきである。

わたしたちは自由闊達な議論ができる学校はもちろん、基本的人権が尊重擁護される社会の実現をめざし、これまでも、適切な教育的配慮をもってさまざまな運動を道民とともにすすめてきた。憲法擁護、尊重の義務を負う教職員として、今後も教育的配慮を持ち、「不断の努力」で活動を続けていく所存である。

2016年5月10日

北海道高等学校教職員組合連合会